

(平成24年10月17日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大阪地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	11 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	10 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	9 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和57年1月から同年3月まで

60歳到達時に社会保険事務所(当時)へ自身の年金記録を照会したところ、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることが分かった。

私は、昭和50年にA県B市役所で、夫と一緒に国民年金の加入手続きを行い、加入当初は集金人に納付していたと思う。しかし、時期は覚えていないが、加入後しばらくしてから口座振替に変更した。

夫婦で経営する事業所の仕事に追われていたが、税金及び公共料金等については、滞納が無いように常に心掛けており、催告状及び納付書が送付されれば必ず納付していた。

特に、当時、老後の夫婦の収入は国民年金のみとなるため、自身の将来のためにも、加入手続き後の国民年金保険料は最優先で納付しており、仮に口座振替で納付できなかった場合でも、その後、納付書が送付されていたのであれば、絶対に納付していたはずである。

申立期間の国民年金保険料について、夫の分は納付済みであることを考えても、私の分のみが未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、B市において、昭和50年5月22日に払い出されており、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間の国民年金保険料を納付することは可能である。

また、申立期間は3か月と短期間である上、国民年金に加入手続き後の国民年金保険料は、申立期間を除き全て納付済みであり、納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立人及びその夫に係るB市保存の国民年金被保険者名簿を見ると、

夫婦二人は昭和 53 年 7 月から同一の預金口座からの口座振替による納付を開始し、その後、56 年 10 月からは、夫婦別々の預金口座からの口座振替に変更していることが確認できるところ、申立人に係る同市保存の国民年金保険料収滞納一覧表を見ると、口座振替開始後の 55 年 4 月から同年 9 月までの期間及び申立期間直前の 56 年 7 月から同年 12 月までの期間の保険料納付日は、同市の振替指定日と一致しておらず、後日に現年度納付されていることが確認でき、「口座振替ができなかった場合には、納付書で納付していたはずである。」とする陳述と符合する。

加えて、B 市では、「残高不足等により、振替不能となった場合は、再振替は行わず、振替不能分の国民年金保険料の納付書を送付していた。また、昭和 56 年度 4 期分（昭和 57 年 1 月から同年 3 月まで）の保険料の納付書は、現年度保険料の納期限である昭和 57 年 4 月末日に間に合うように、同月中旬までに送付していた。」としている。

以上のことを踏まえ、申立人の納付意識の高さに鑑みると、申立期間の国民年金保険料のみ未納のまま放置していたとするのは不自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C営業所における資格取得日に係る記録を昭和34年9月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年9月21日から同年10月1日まで

年金事務所から、同時期に転勤した同僚の年金記録が訂正されたとの連絡を受けた。私も、A社で勤務した期間のうち、申立期間の被保険者記録が無い。申立期間は、同社D営業所から同社C営業所へ異動した時期であるが、同社には継続して勤務し、厚生年金保険料も控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与計算書及び辞令並びに雇用保険の加入記録から、申立人は、A社に継続して勤務し（A社D営業所から同社C営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人がA社D営業所から同社C営業所に異動した日については、B社から提出された失業保険被保険者転出届受理通知書及び被保険者資格転出届訂正願書から判断すると、昭和34年9月21日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額

を認定することとなる。したがって、申立人から提出された給与計算書で確認できる保険料控除額から1万4,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によると、A社C営業所は、昭和34年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所としての記録が無い。

しかし、A社D営業所及び同社C営業所に係るそれぞれの健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人と同様に、昭和34年9月21日に同社D営業所で被保険者資格を喪失し、同年10月1日に同社C営業所で被保険者資格を取得している者が申立人以外に37人確認できるところ、このうち7人は、「昭和34年8月頃に、A社のE出張所が同社C営業所となったが、それ以前より同事業所で勤務していた。」旨回答していることから、同社C営業所は、申立期間において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立期間においてA社C営業所は、適用事業所としての要件を満たしていながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められる上、事業主が保管する厚生年金保険被保険者資格取得届を見ると、申立人の資格取得日は不鮮明であるものの、申立人と同日に届け出られている同僚二人の資格取得日については、昭和34年9月21日を二重線により取り消し、同年10月1日に訂正していることが確認できることから、申立人についても同様に、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C営業所における資格取得日に係る記録を昭和34年9月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年9月21日から同年10月1日まで

年金事務所から、夫と同時期に転勤した同僚の年金記録が訂正されたとの連絡を受けた。夫もA社で勤務した期間のうち、申立期間の被保険者記録が無い。夫は同社を途中で退職したことは無く、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人に係る労働者名簿、雇用保険の加入記録及び同僚が保有する給与計算書から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（A社D営業所から同社C営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人がA社D営業所から同社C営業所に異動した日については、B社から提出された失業保険被保険者転出届受理通知書及び被保険者資格転出届訂正願書から判断すると、昭和34年9月21日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C営業所における昭和34年10月の社会保険事務所（当時）の記録から1万8,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によると、A社C営業所は、昭和34年10月1日に厚

生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所としての記録が無い。

しかし、A社D営業所及び同社C営業所に係るそれぞれの健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人と同様に、昭和34年9月21日に同社D営業所で被保険者資格を喪失し、同年10月1日に同社C営業所で被保険者資格を取得している者が申立人以外に37人確認できるところ、このうち7人は、「昭和34年8月頃に、A社のE出張所が同社C営業所となったが、それ以前より同事業所で勤務していた。」旨回答していることから、同社C営業所は、申立期間において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立期間においてA社C営業所は、適用事業所としての要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められる上、事業主が保管する厚生年金保険被保険者資格取得届を見ると、申立人の資格取得日は、昭和34年9月21日を二重線により取り消し、同年10月1日に訂正していることが確認できることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年2月20日から同年4月21日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を同年4月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、同年2月は15万円、同年3月は14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、昭和56年5月1日から同年12月1日までの期間及び57年1月1日から同年6月1日までの期間に係る申立人の標準報酬月額の記録については、56年5月から同年11月までの期間及び57年1月は15万円、同年2月及び同年3月は14万2,000円、同年4月は13万4,000円、同年5月は15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年2月20日から同年5月1日まで
② 昭和56年5月1日から57年7月1日まで

申立期間①について、厚生年金保険の加入記録状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間①の被保険者記録が無いとの回答を受けた。申立期間①は、以前と変わらずC職として、同社で継続して勤務したことを記憶している上、昭和56年3月及び同年4月の給料明細書を所持しているため、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

申立期間②について、厚生年金保険の加入記録状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間②の標準報酬月額が実際の給与額より低額で記録されていることが分かった。申立期間②は、給与支給明細書を全て所持しているため、標準報酬月額を実際の給与支給額に見合った額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①のうち、昭和56年2月20日から同年4月21日までの期間については、A社での当該期間における被保険者記録が確認できる複数の元同僚の陳述並びに申立人から提出された同社発行の同年3月及び同年4月の給料明細書から、当該期間に申立人が同社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間①当時の事業主が、「申立期間①当時、A社の給与は毎月20日締めで、また、厚生年金保険料は翌月控除であった。」と陳述していることから、申立人のA社に係る資格喪失日の記録を昭和56年4月21日に訂正することが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、昭和56年3月及び同年4月の給料明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額から、同年2月は15万円、同年3月は14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、厚生年金保険の加入記録における資格喪失日が、雇用保険の加入記録における離職日の翌日である昭和56年2月20日となっており、離職日は同日であり、公共職業安定所及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月及び同年3月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、昭和56年4月21日から同年5月1日までの期間については、前述の複数の元同僚の陳述及び申立人から提出された同年5月の給料明細書から、当該期間に申立人がA社に勤務していたことが推認できるものの、当該給料明細書からは、当該期間に係る保険料を控除されていないことが確認できる。

また、前述の事業主は、「申立期間当時の資料は、保存期間経過のため無く、保険料控除の状況は不明である。」と陳述している。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除をうかがわ

せる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 2 申立期間②については、申立人は、標準報酬月額の変動について申し立てているが、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額については、申立人から提出された給与支給明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額から、申立期間②のうち、昭和56年5月から同年11月までの期間及び57年1月は15万円、同年2月及び同年3月は14万2,000円、同年4月は13万4,000円、同年5月は15万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間当時の資料は無く、不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②のうち、昭和56年12月に係る標準報酬月額については、申立人から提出された給与支給明細書で確認できる報酬月額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より低額である。したがって、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、申立期間②のうち、昭和57年6月に係る標準報酬月額については、申立人から提出された給与支給明細書において当該期間に係る厚生年金保険料の控除が確認できない上、前述の事業主は、申立期間当時の資料は無く、保険料控除の状況は不明としており、当該期間に係る保険料の控除が確認できない。

このほか、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和45年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年12月29日から45年3月1日まで

夫の同一企業等間の転勤に伴う被保険者期間に係る事実確認の通知が年金事務所から届き、夫がA社に勤務した期間のうち、申立期間の被保険者記録が空白となっていることを初めて知った。

夫は、事業主が同一であるB社へ転勤する昭和45年3月1日まで、A社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社及びB社のそれぞれに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時の被保険者記録が確認できる複数の元同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間もA社に継続して勤務し（A社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人と一緒にB社に出向したとする同僚が、昭和45年3月1日付けで異動した旨陳述していることから、同日とするのが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和44

年 11 月の社会保険事務所（当時）の記録から、5 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A 社は昭和 58 年 7 月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

- 1 申立人は、申立期間のうち、平成17年8月1日から同年9月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における同年8月の標準報酬月額に係る記録を22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 申立期間のうち、平成21年5月1日から同年6月20日までの期間及び同年9月29日から22年1月24日までの期間について、標準報酬月額の決定の基礎となる20年4月から同年6月までの期間は標準報酬月額47万円、21年4月から同年6月までは標準報酬月額32万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を同年5月は47万円、同年9月から同年12月までは32万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年10月1日から21年6月20日まで
② 平成21年9月29日から22年1月24日まで

A社で勤務した申立期間の標準報酬月額が、実際に支給された給与支給額と大きく異なっている。当該期間の給与明細書を所持しているので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料

の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

したがって、申立期間のうち、平成16年10月1日から21年5月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅した期間であるから、厚生年金特例法を、同年5月1日から同年6月20日までの期間及び同年9月29日から22年1月24日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立期間のうち、平成16年10月1日から21年5月1日までの期間については、申立人は標準報酬月額の変動について申し立てしているところ、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成17年8月については、申立人から提出された給与明細書の厚生年金保険料控除額から、当該期間の標準報酬月額を22万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、平成16年10月から17年7月までの期間及び同年9月から21年4月までの期間については、給料明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

なお、当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答は得られず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

2 申立期間のうち、平成21年5月1日から同年6月20日までの期間及び同年9月29日から22年1月24日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると22万円と記録されている。しかし、申立人が提出した給与明細書によると、当該期間の標準報酬月額の決定の基礎となる20年4月から同年6月までの期間は標準報酬月額47万円、21年4月から同

年6月までは標準報酬月額32万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を、平成21年5月は47万円、同年9月から同年12月までは32万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 1 月 1 日から 6 年 1 月 31 日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額より低く記録されていることが分かったので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初、53万円と記録されていたところ、A社が、厚生年金保険の適用事業所ではなくなった約1か月後の平成6年3月1日付けで、20万円に遡及して訂正されていることが確認できる。

また、申立人と同様に平成6年1月31日にA社に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失している12人のうち、6人の標準報酬月額が遡って減額訂正されていることが確認できる。

さらに、A社の商業登記簿謄本から、申立人は申立期間に同社の取締役であったことが確認できるが、申立人及び複数の元従業員の陳述から判断すると、申立人は当時、社会保険事務に関与していなかったと推認できる。

これらを総合的に判断すると、平成6年3月1日付けで、5年1月1日に遡及して訂正された処理は事実即したものと考えるが、申立人の標準報酬月額を遡って引き下げる処理を行う合理的な理由は見当たらず、有効な記録の訂正があったとは認められないことから、申立人の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、53万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和53年11月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年10月25日から同年11月25日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。申立期間は、同社B支店から同社本社C事業所に異動した時期であり、同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社提出の人事記録及びD健康保険組合の加入記録から判断すると、申立人が申立期間も同社に継続して勤務し（昭和53年11月25日にA社B支店から同社本社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和53年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社提出の厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書を見ると、申立人の同社B支店における資格喪失日はオンライン記録どおりの昭和53年10月25日と記載されており、事業主は、申立人の資格喪失日を誤って届け出たとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和38年4月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月10日から同年12月1日まで

私は、昭和34年11月にB社に入社し、38年4月に関連会社であるA社に転籍した。

しかし、厚生年金保険の加入記録を確認したところ、転籍した時期と重なる申立期間が空白となっていた。申立期間も正社員として継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚が、「申立人は、昭和38年4月にB社から関連会社であるA社に転籍し、申立期間も同社の正社員として勤務していた。」と陳述していることから判断して、申立人は、申立期間については、A社に継続して勤務していたことが推認できる。

また、申立人及び複数の同僚は、「昭和38年4月のA社設立後は、B社のC部門がA社に移り、B社はD業務のみを担当することとなった。」と陳述しているところ、申立人は、A社のE部門のF職担当として転籍を命じられ、B社に勤務していた当時とは業務内容に変更があった旨の陳述をしている。

さらに、申立期間当時にA社で給与事務を担当していた者は、「給与計算事務は、A社の従業員であった私が同社において行っており、従業員の給与は同社から支払っていた。申立期間においても、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していた。」と陳述している。

加えて、申立人と同様に、B社からA社への転籍に伴い申立期間の被保険者記録が空白となっている複数の同僚も、申立期間の給与から厚生年金保険料が控除されていたとしている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和38年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によると、A社は昭和38年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所ではない。しかし、複数の同僚の陳述により、申立期間も同社には5人以上の従業員が勤務していたと認められることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に適用事業所としての要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間①に係る標準報酬月額記録については、18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②に係る標準賞与額記録については、30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和48年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成14年4月1日から15年11月1日まで
② 平成15年7月8日

年金事務所の加入記録では、私がA社に勤務していた期間（申立期間①）の標準報酬月額が、実際の給与支給額より低く記録されている。

また、A社で支給されたはずの平成15年夏期賞与の記録（申立期間②）が無い。

給与及び賞与の振込額が確認できる預金通帳の写し及び申立期間の社会保険料控除額が確認できる課税明細書を提出するので、申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における標準報酬月額（標準賞与額）の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額（標準賞与額）を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額（賞与額）のそれぞれに基づく標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であることから、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間①について、申立人は給与明細書を所持しておらず、A社は平成

17年分以前の賃金台帳は廃棄済みと回答していることから、申立期間①の報酬月額及び保険料控除額を確認できる資料は無い。

しかしながら、厚生年金保険料の控除額については、申立人から提出された平成14年分及び15年分の「市民税・県民税課税明細書」で確認できる社会保険料控除額から試算した額は、申立期間①より前の13年9月から14年3月までの申立人の標準報酬月額（18万円）に基づく保険料を基に算出した額と、申立期間②の標準賞与額に基づく保険料額の合計額とほぼ符合する。

また、申立人と同じく平成14年4月から標準報酬月額が減額訂正されている複数の同僚の給与明細書によると、当該複数の同僚は、いずれも同年同月以後も引き続き減額される前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていることが確認できる。

さらに、報酬月額については、申立人が申立期間①の給与振込に利用していた銀行口座の預金通帳の写しによると、申立期間①の給与振込額は、オンライン記録の標準報酬月額（13万4,000円）以上であることが確認できるとともに、預金通帳の写しにおいて確認できる給与振込金額に、健康保険料額及び上記の厚生年金保険料額並びに課税資料から確認できる住民税等の額を合計した額から、少なくとも17万5,000円以上であったと推認される。

したがって、申立期間①の標準報酬月額については、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届の記載に誤りがあったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

次に、申立期間②の標準賞与額については、申立人は賞与明細書を所持しておらず、A社は平成17年分以前の賃金台帳は廃棄済みとしていることから、当該期間の賞与支給額及び保険料控除額を確認できる資料は無いが、前述の預金通帳の写しにより、申立人は、申立期間②の賞与を支給されていることが認められるとともに、賞与振込額に基づき賞与支給額及び保険料控除額が推認できる。

したがって、申立期間②の標準賞与額については、賞与振込額から推認できる賞与額及び保険料控除額から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間②に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所に提出していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成15年7月8日の標準賞与額について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間①に係る標準報酬月額の記事については、平成17年12月は18万円、18年1月は17万円、同年2月は19万円、同年3月から19年3月までは18万円、同年4月及び同年5月は19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②及び③に係る標準賞与額の記事については、平成18年6月19日は10万円、同年12月22日は25万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月1日から19年6月16日まで
② 平成18年6月19日
③ 平成18年12月22日

年金事務所の加入記録では、私がA社に勤務していた期間（申立期間①）の標準報酬月額が、実際の給与支給額より低く記録されている。

また、A社で平成18年に支給されたはずの夏期及び冬期の賞与の記録（申立期間②及び③）が無い。

給与及び賞与の振込額が確認できる預金通帳の写し及び申立期間の社会保険料控除額が確認できる課税明細書を提出するので、申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額の記事を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における標準報酬月額（標準賞与額）の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額（標準賞与額）を改定又は決定し、これに基づき

記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額（賞与額）のそれぞれに基づく標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であることから、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①のうち、平成18年1月1日から19年6月16日までの期間の標準報酬月額については、A社から提出された申立人に係る給与明細書の写しにおいて確認できる報酬月額及び保険料控除額から、18年1月は17万円、同年2月は19万円、同年3月から19年3月までは18万円、同年4月及び同年5月は19万円とすることが妥当である。

また、申立期間①のうち、平成17年12月1日から18年1月1日までの期間については、前述の給与明細書の写しから、17年12月分として標準報酬月額19万円に見合う保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、A社は、平成17年分以前の賃金台帳等の資料は廃棄済みと回答しており、申立人は給与明細書を所持していないことから、当該期間の報酬月額を確認できる資料は無いが、申立人は、同社には同年9月から勤務し、試用期間経過後の同年12月1日に正社員となり、その時点で厚生年金保険に加入したとしているところ、申立人が申立期間①において、給与振込に利用していた銀行の預金通帳の写しを見ると、同年9月より同年12月までの各月において同社から給与の振込があり、同年12月22日の振込額から判断すると、標準報酬月額18万円に見合う報酬があったと考えられる。

したがって、申立期間①のうち、平成17年12月の標準報酬月額については、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届の記載に誤りがあったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

次に、申立期間②及び③の標準賞与額については、A社から提出された申立人に係る賞与明細書において確認できる賞与額及び保険料控除額から、平成18年6月19日は10万円、同年12月22日は25万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間②及び③に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所に提出していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成18年6月19日及び同年12月22日の標準賞与額について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年6月から50年3月までの期間及び57年11月から61年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年6月から50年3月まで
② 昭和57年11月から61年11月まで

申立期間①について、昭和41年6月頃、母が私の国民年金の加入手続を行い、また、私がA県B市のC社に入社する直前の50年3月までの国民年金保険料は、母が納付してくれていたと思う。

申立期間②について、私は、昭和57年11月に上記の会社を退職した後、D県E市の実家に住む母が、私の国民年金の再加入手続を行い、申立期間②の国民年金保険料を納付してくれていたと思う。

母は既に亡くなっているため、国民年金保険料の納付に係る具体的な状況は分からないが、申立期間①及び②について、私の国民年金の記録が無いのでよく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年6月頃、その母が申立人の国民年金の加入手続を行ってくれたと申し立てしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期及びその前後の被保険者の記録から、その約21年後の62年10月頃になって申立人の加入手続が行われたものと推定され、申立人がF社を退職し、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した同年5月8日に、初めて国民年金の第1号被保険者の資格を取得したことがオンライン記録により確認できる。この場合、申立期間①及び②は、国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立内容のとおり、申立人の母が、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要である

ところ、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を調査したほか、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、自身の国民年金の加入手続、申立期間①及び②の国民年金保険料の納付に直接関与していない上、これらを行ったとされる申立人の母は、既に亡くなっていることから、当時の具体的な状況は不明であるとともに、申立期間①及び②は、それぞれ8年10か月間及び4年1か月間に及び、これほどの長期間にわたり納付記録が連続して欠落することは考え難い。

加えて、申立人の母が、申立期間①及び②の国民年金保険料について納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 6434

第1 委員会の結論

申立人の平成12年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年1月から同年3月まで
私が20歳になった頃に、国民年金保険料の納付書が自宅に送付されてきたが、その当時は、学生であったのですぐに保険料を納付することはできなかった。

しかし、平成12年4月から事業所に就職し、最初の給料が出た同年5月末以降、勤務時間中に外出したついでに、当初送付されてきた納付書を用いて、金融機関で、申立期間の国民年金保険料を納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時勤務していた事業所で初任給が支給された平成12年5月末以降の勤務時に、20歳になった頃に送付されてきた納付書を用いて、申立期間の国民年金保険料を納付したと申し立てている。

しかし、申立人が納付したとする時点において、申立期間の国民年金保険料は過年度保険料となり、20歳になった頃に送付されてきた納付書をそのまま用いて納付することはできない上、申立人は、別に納付書の送付を受けた記憶は定かではないと陳述している。

また、申立期間は、平成9年1月に基礎年金番号制度が導入された後の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていた状況下において、当時の保険料の収納事務が適切に行われていなかった可能性は低いものと考えられる。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、申立人から当該期間の保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年5月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年5月から5年3月まで

私は、平成11年3月末に会社を退職した後、同年4月頃にA県B市役所で、国民年金の加入手続を行った。その際に、「1年間未納が有ります。遡って納付しないと損をしますよ。」と職員から言われたので、その場で申立期間の国民年金保険料を手持ちのお金で納付した。10万円前後の金額だったと思う。

納付後、職員に領収証書をくれるよう頼んだが、その職員は「年金手帳に書いておきます。この記載が領収証書代わりです。」と言って、年金手帳の「国民年金の記録(1)」の欄に、資格取得日として平成4年5月8日、資格喪失日として5年4月1日、資格再取得日として11年4月1日の各日付を記入してくれた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされており納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険被保険者資格を喪失した平成11年4月頃に、B市役所で国民年金の加入手続を行ったと陳述している。

そこで、申立人の国民年金の加入手続時期をみると、以下のとおり、申立人の陳述と符合する平成11年4月頃と推認され、当該時点においては、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

- i) オンライン記録により各種の氏名検索等を行ったが、基礎年金番号付番より前に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された事跡は見当たらない。
- ii) 申立人が所持する年金手帳を見ても、厚生年金保険の記号番号があるのみで、国民年金手帳記号番号の記載は無い。

iii) 申立人が所持する平成 11 年度の国民年金保険料納入通知書兼領収証書の発行日は、平成 11 年 4 月 14 日と印字されており、B 市では、加入手続時期は同年同月 13 日と考えられるとしている。

また、申立人は、職員から申立期間の国民年金保険料が未納であるとの指摘を受けたので、その場で窓口において一括して納付したとしているが、B 市によると、当時、加入手続後の現年度納付書は、電算機で出力した上で、後日郵送しており、国民年金の担当窓口では現年度保険料の収納は行っておらず、また、過年度保険料についても市役所の窓口で納付書を発行することはなかったとしている。

さらに、申立人は、「申立期間の国民年金保険料を納付した際、領収証書を請求したが、職員から、年金手帳への申立期間に係る資格得喪記録の記載が領収証書代わりであると言われた。」としているが、資格得喪記録をもって領収証書代わりであるとの説明が行われたとは考え難く、B 市でも、「当時は、窓口で年金手帳に資格得喪の記載は行っていたものの、職員が直接現金を収納することは絶対に無い上、時効が到来した期間の保険料の収納を行うことなど考えられない。」と明言している。

加えて、申立人から申立期間の国民年金保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から49年12月まで

私は、昭和52年11月に、夫婦で婚姻届を市役所に提出した。当時、妻は結婚のために勤めを辞め、被保険者資格を喪失していたので、夫婦一緒に国民年金に加入した。その際、市役所の職員から、私の場合は、46年4月まで遡って国民年金保険料を納付することができると言われた。

しかし、一度では納められないので、妻が、申立期間のうち、1年分又は2年分ぐらいの国民年金保険料を、加入手続直後に一括して納付し、その翌年に、申立期間の残りの期間について、2回ないし3回に分割してもらい納付してくれた。納めた金額は1回当たり1万数千円ぐらいだったと思う。私は結婚するまでは、A職として実家の仕事を手伝っており、昭和52年4月から独立開業したところだったが、経営は安定しており、また、妻の退職金も入ったことから、保険料の納付に困ることはなかった。

申立期間が未納とされており納得できない。なお、確定申告書（控え）及び領収証書を関連資料として提出するのでよく調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻届を市役所に提出した昭和52年11月頃に、夫婦一緒に国民年金の加入手続を行い、その際、職員から46年4月まで遡って納付できると言われ、直後に申立期間のうち、1年分又は2年分ぐらいの国民年金保険料を納付したとしている。

そこで、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、昭和52年12月に夫婦連番で国民年金手帳記号番号が払い出されている上、夫婦が所持する年金手帳を見ても、「国民年金の記録(1)」欄の資格取得年月日の下に、付加年金の加入を示す「附 52.11.18」の記載があり、申立人の陳述と符合する同年11月頃に加

入手続が行われたと推認されるが、当該時点は第3回特例納付制度の実施期間（昭和53年7月から55年6月まで）に当たっていないことから、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、特例納付制度は年金受給権確保の観点から実施されたものであるところ、申立人は、昭和53年当時は満31歳であり、加入手続以降60歳に達するまでの期間において、国民年金保険料の納付を続けることで、年金受給資格を確保することが可能である。

さらに、申立人が提出した確定申告書（控え）の社会保険料控除（国民年金）の欄を見ると、昭和52年分は2万8,000円、53年分は8万4,470円と記載されているところ、いずれも、52年の夫婦二人分の納付済現年度保険料並びに50年1月から52年3月までの期間の申立人の納付済過年度保険料及び53年の夫婦二人分の納付済現年度保険料とおおむね一致しており、申立期間の国民年金保険料は含まれていない。

加えて、申立人から申立期間の国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 2 月 21 日から同年 11 月 1 日までの期間のうち 6 か月間ぐらい

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A市の同一場所に所在したB社又はC社に勤務した申立期間の被保険者記録が無い旨の回答を受けた。申立期間当時、会社の規定では3か月の試用期間があったが、私には家族がいたので特別に健康保険被保険者証をもらった記憶がある。健康保険と厚生年金保険は同時に加入するはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社D支店において厚生年金保険被保険者記録が確認できる元同僚及び他の元従業員の陳述から判断すると、申立人が申立期間の頃、同社又はC社に勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録によると、C社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、平成2年8月1日であり、また、B社は、昭和47年3月9日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることから、両社は、申立期間当時、いずれも厚生年金保険の適用事業所ではない。

また、オンライン記録によると、B社が昭和47年3月9日に適用事業所ではなくなったその日に、同社に係る被保険者資格を喪失した23人のうち、事業主を含む21人は、その喪失日と同じ日に新たに適用事業所となった同社D支店において、同日に被保険者資格を取得していることが確認できる一方、申立人の同社における被保険者記録は見当たらない。

さらに、B社D支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間に被保険者記録の有る元従業員（上述の元同僚を含む。）に事情を照

会したところ、回答の有った6人のうち3人（申立人がB社又はC社に勤務していたことを記憶しているとする1人を含む。）は、申立人のほかに申立人と同様の業務に就いていた元従業員2人を覚えていたが、それらに該当する者の同社における被保険者記録は見当たらない。

加えて、商業登記簿謄本及び元従業員の陳述等から、B社及びC社の各代表取締役並びにB社D支店の事業主は、同一人と判断でき、上記回答の3人のうち2人が、B社及びC社のどちらの所属であったか定かでないとしているところ、上記の回答のあった6人のうち管理職であった別の3人は、従業員の厚生年金保険の加入について、「所属長が裁量で決めていた。」、「スキル及び経歴によって取扱いは区々^{まちまち}であった。」、「厚生年金保険に加入していない理由は分からない。」としていることから、両社では、必ずしも従業員を漏れなく厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

また、B社は平成11年7月に、C社は10年9月にそれぞれ破産終結しており、申立期間当時の両社の事業主（同一人）も既に死亡しているため、申立人の申立期間における保険料の控除について確認することができない。

なお、申立人は、特別に健康保険被保険者証をもらったと主張しているところ、前述の被保険者原票において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同原票の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 6 月頃から 56 年 5 月頃まで

年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間の被保険者記録が無いとの回答をもらった。申立期間は、A社(現在は、B社) C事業所でD業務を担当し、パート従業員ではあったが、正社員と大差なく勤務していたので、厚生年金保険に加入していたはずである。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社のC事業所でパート従業員として勤務していたと申し立てている。

しかし、B社は、「当時の資料が残っていないため、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況は不明である。」と回答している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録が確認できる元従業員のうち、連絡先の判明した 221 人に照会し 102 人から回答を得たが、申立人が申立期間において、同社で勤務していたことをうかがわせる陳述は得られなかった。

さらに、上述の回答の有った複数の元従業員は、「自身は、パート従業員であったが、社会保険の加入要件を満たす労働時間であったにもかかわらず、自身から会社に申し出るか、又は担当者から希望を聞かれた後に厚生年金保険に加入したのであって、入社後、当然のように加入したわけではなかった。」旨陳述していることから、申立期間当時、A社は、必ずしも社会保険の加入要件を満たすパート従業員を漏れなく厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

加えて、上記被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番

は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月から 48 年 9 月まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社で勤務した期間の加入記録が無いとの回答をもらった。

しかし、昭和 44 年 4 月から 48 年 9 月までA社で正社員として勤務しており、同社で一緒に勤務した同僚については、厚生年金保険の加入記録があるとのことなので、自身の記録が無いことに納得がいかない。

申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時のA社の事業主の妻及び元従業員の陳述から判断して、時期は特定できないものの、申立期間のうち、3か月ないし1年程度は、申立人が同社に勤務していたものと推認できる。

しかし、A社は、昭和 55 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は死亡しており、その妻が「A社に関する書類は残っていない。」としていることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の状況は、確認できない。

また、申立期間当時のA社の事業主の妻が、「申立人はB職であったが、B職は、入社後3か月ぐらいで辞める者もあり、入れ替わりが激しかったので、入社後すぐには厚生年金保険に加入させていなかった。」と陳述しているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び元従業員の陳述から、その者の同社に係る厚生年金保険被保険者としての資格取得日が、その者の陳述する入社時期から1年以上後であることが確認できることから、同社は、必ずしも従業員を入社と同時に厚生年金保険に漏れなく加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、A社における給与計算及び社会保険事務を担当していたとする事業主の妻は、厚生年金保険に加入していない従業員の給与から、厚生年金保険料を控除することは無かったとしている。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 10 月 3 日から 49 年 10 月 1 日まで

A社（現在は、B社）に勤務し、その親会社であるC社で厚生年金保険被保険者となっていた申立期間については、給与額は手取りで17万円ぐらいいあったのに、標準報酬月額は8万6,000円と記録されている。これは、別の事業所に勤務していた申立期間直前の標準報酬月額（8万6,000円）が、社会保険事務所（当時）のミスにより、申立期間のものとして記録されているからではないか。両事業所は全く関連がなく、申立期間直後の標準報酬月額がいきなり17万円に上がっていることからしても、申立期間について何らかのミスがあったに違いない。調査の上、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額が、社会保険事務所のミスにより実際の給与額よりも低く記録されていると申し立てている。

しかし、B社から2か月分のみ保管していたとして提出された申立人に係る昭和48年10月及び同年11月の給料支払明細表を見ると、同年10月については、厚生年金保険料が控除されておらず、同年11月については、オンライン記録の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、C社で厚生年金保険被保険者であった者のうち、B社が厚生年金保険の適用事業所となった平成2年3月1日に同社で被保険者資格を取得している25人について、C社における標準報酬月額の推移をみると、資格取得時は複数の者が申立人と同額程度である上、申立人と同様に資格取得後、数か月たってから大幅に増額している者が多数見られ、申立人の標準報酬月額のみが不

自然であるなどの事情はうかがえない。

さらに、上記 25 人のうち、所在の判明した 21 人に照会し 10 人から回答を得たが、自身の資格取得時の標準報酬月額が給与額と異なっているとする者はいなかった。

加えて、C社が加入しているD厚生年金基金及びE健康保険組合に記録されている申立人の申立期間における標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ても、別事業所における標準報酬月額が誤って記載されたなどの不自然な点は見られない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 1 月 1 日から 49 年 7 月 1 日まで
A社B支社（現在は、C社D支社）における申立期間の厚生年金保険被保険者としての記録が無い。
しかし、私は、申立期間も、E職としてB支社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社から提出された申立人に係る人事データ及び複数の同僚の陳述から、申立人は、申立期間も継続してA社B支社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、C社は、「申立期間当時の賃金台帳等の資料は、上記の人事データ以外は保存していないため、申立人の申立期間における保険料控除については不明である。」旨回答していることから、申立期間当時における申立人の厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、C社は、「当社では、E職は申立期間当時も厚生年金保険に加入させていたように思われるが、F職については、昭和 49 年以降に厚生年金保険に加入させた。」旨回答していること、及び申立期間当時にA社B支社において厚生年金保険被保険者記録の有る同僚 68 人のうち、所在の判明した 30 人に照会し 16 人から回答を得られたところ、そのうち 5 人が、「申立期間当時、F職は厚生年金保険に加入していなかった。」旨陳述し、うち 4 人は、「申立期間当時でも、E職は厚生年金保険に加入していたと思う。」旨陳述していることなどから、申立期間当時、同支社においては、E職は厚生年金保険に加入させていたが、F職は厚生年金保険に加入させていなかったことが推認される。

さらに、申立人は、「A社B支社へ入社してすぐにE職になり、退職するまで一貫してE職であった。」と申し立てているが、i) C社提出の申立人に係

る人事データには、申立人は昭和49年10月1日にA社B支社においてE職登用とは記録されているものの、申立期間当時にE職であったとは記録されていないこと、ii) 複数の同僚は、「時期及び理由は不明だが、申立人はE職からF職になったと思う。」旨陳述していることから、申立人は、同支社における一度目の被保険者期間はE職であったものの、申立期間においては、E職ではなく、同年10月1日に再びE職になったものと考えるのが自然である。

なお、申立人は、E職をしていた事業所において、F職として勤務していた同僚の名前を4人挙げていることから、所在の判明した3人に照会し2人から回答が得られたものの、いずれの同僚もA社B支社に勤務したのは申立期間後であるため、申立人の申立期間における勤務形態等について回答を得ることはできない。

加えて、申立人の厚生年金保険被保険者の記号番号は、申立期間前の昭和42年11月1日にA社B支社において資格を取得した記号番号と、申立期間後の49年7月1日に同支社において再度資格を取得した記号番号とは別番号となっている。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。